

選挙
特集号

統一地方選挙
にあたって

狩太町選挙管理委員会
委員長 前田 長太郎
委員 大戸 吉二
委員 小西 善行

広報 かりぶと

あなたは知事道議と町議の
投票所入場券がいきましたか
名簿にのつていないと
投票できません。
もう一度たしかめて下さい

知事 選挙近づく

道議

4月17日

このたびは執行される統一
地方選挙は、戦後五度目で
す。自分のことは自分で
という考え方で、わたくし

このたびは執行される統一
地方選挙は、戦後五度目
で、自分のことは自分で
という考え方で、わたくし
たちの住んでいる町や北海
道に起るいろいろな問題
を、わたくしは住民自身
の手で片付けてゆくことが
地方自治であります。
この地方自治を実際に運
営してゆく直接の担当責任
者が知事であり、町長であ
り、議会の議員であります。
わたくしは、この人
たちの活動を通じて、わた
くちの住む町や北海道を
良くしてゆくことが出来る
のです。
このように地方公共団体

選挙の相談は

選挙管理委員会に

選挙のことで、解らない
ことや困ったことなどがあ
りましたら早目に選挙管理
委員会にお問い合わせ下さい
●不在者投票のこと
●選挙人名簿のこと
●町議立候補のこと
●選挙運動のこと
●その他選挙に関すること
とにかく、たくさん問題
があると思いますが、知事
道議選挙のはか狩太町議会

議員選挙のことで、みなさ
んの相談に応じたいと思っ
ております。
選挙には、いろいろと違
反となる禁止事項がありま
すが自分では良いと思っ
ていても、それが大変な間違
いであることもあり、公明選
挙を行なうためにも早目に
是非、選挙管理委員会にお
問い合わせ下さるようお願い
します。



ふりむくな
選挙の時の義理と金

サイレンを吹鳴します

四月十七日執行の北海道
知事、北海道議会議員選挙
のため当日、次のようにサ
イレンを吹鳴します。

午前七時 投票開始時間
午後五時 投票を閉じる一時間前

投票用紙

黒刷りが 知事

赤刷りが 道議会議員

まちがつてかくと、どちらも無効になりますからご注意
ください。知事(黒刷り)の投票がすんでから、道議会議
員(赤刷り)の投票用紙が渡されます。

不在者投票は……

あなたの一票が 政治をつくる基です

知事・道議は 四月十六日まで
町議は 四月二十三日から
四月二十九日まで

選挙の当日、何かの事故で選挙人みづから投票に行けない人のために設けられた制度が、不在者投票です。つきに該当する方ができます。

- ① 狩太町外で職務または業務に従事である場合
- ② 狩太町外へ旅行したり滞在中である場合(ただし物見遊山の場合は除く)
- ③ 疾病、負傷、妊娠、不具、産じよく等で投票に行くことができないと予想される場合

右のいずれかに該当する方は期日内に選挙管理委員会(役場内)へ来て手続きを済ませ投票をしてください。くわしくは選挙管にお尋ね下さい。(電話一〇五番です)

町議会議員選挙の

補充選挙人名簿(選挙権)

登録申請ができます

知事、道議会議員の補充選挙人名簿の申請期間は終了しましたが、四月三十日に行われる町議会議員選挙の補充名簿の登録申請は次のことができます。

昭和十八年四月二十一日までに生まれ、昭和三十一年一月二十日までに狩太町に住所を有し、ひきつゞき居住している方ができます。

◆申請期間は……

昭和三十一年四月二十一日から
昭和三十一年四月二十二日まで
の二日間です

狩太町議会議員選挙

4月30日

町議会議員選挙(こよみ)四月

- ◆二十一日 補充選挙人名簿登録申請開始
- ◆二十二日 補充選挙人名簿登録申請最終日
- ◆二十三日 選挙期日の告示
- 立候補届出受理開始(諸物件交付)
- 選挙運動費用制限額の告示
- 選挙運動責任者の選任届受理
- ◆二十三日 選挙事務所設置届受理開始
- ◆二十三日 補充選挙人名簿登録開始
- ◆二十五日 補充選挙人名簿登録最終日
- ◆二十六日 立候補届出最終日
- ◆二十七日 選挙立会人届出最終日
- ◆二十八日 投票所内の候補者氏名揭示決定のためくじ
- ◆二十九日 不在者投票最終日
- ◆三十日 投票日(即日開票)

選挙運動は

4月23日から
4月29日まで

※禁止される選挙運動は……

- ◎事前運動
- ◎戸別訪問
- ◎飲食物の提供(茶菓及び一定数の弁当を除く)
- ◎氣勢を張る行為
- ◎署名運動
- ◎連呼行為(演説会場及び街頭演説の場所はよい)
- ◎車上の選挙運動(停止した自動車の上ではよい)
- ◎選挙当日の選挙運動
- ◎四人を超える自動車の乗車
- ◎選挙用ハガキ以外の文書図書配付
- ◎当選祝賀会その他の集会を開催すること
- ◎その外、公職選挙法に違反すること

主な制限事項

- 選挙事務所表示の立看板類は縦273cm、横73cm以内とする
- 以上のほかのポスターは候補者一人について500枚以内で縦42cm、横30cm以内(ただし選管の検印が必要です)
- 選挙用はがきは500枚以内(選管の証明書が必要)

- ◆二十七日 選挙立会人届出最終日
- ◆二十八日 投票所内の候補者氏名揭示決定のためくじ
- ◆二十九日 不在者投票最終日
- ◆三十日 投票日(即日開票)

文字の書けない人は 代理投票を

身体障害で文字の書けない人や、文字の読めない人は選挙当日、投票所で代理投票ができます。その代理投票の内容は、絶対秘密ですから文字が書けないからといって棄権することのないようにしてください。代理投票は、投票所で気軽に申しでて下さい。

◆選挙事務は 期間中毎日 午前八時三十分から 午後五時まで 取り扱っております。

一票が明るい

町を築くもと